

第 25 回 年金記録回復委員会 (H23. 5. 10) 議事録

1. 日 時 平成 23 年 5 月 10 日 (火) 18 時 00 分～19 時 47 分

2. 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3. 出席者

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、石塚理事、喜入理事、中野理事、松田審議役ほか

(厚生労働省) 大塚厚生労働副大臣、榮畑年金局長、石井年金管理審議官ほか

4. 議事録

(磯村委員長)

第 25 回回復委員会を始めたいと思います。今日の欠席は金田委員だけです。

副大臣にご臨席いただいておりますので、一言お願いします。

(大塚厚生労働副大臣)

本日も大変お忙しい中、委員の皆さま方にご出席いただきましてありがとうございます。第 25 回年金記録回復委員会ですが、本日の議題にも入っています紙台帳とコンピュータ記録の突合についての報告、あるいは与党民主党の第 3 号被保険者の記録不整合問題に対する今後の方針案なども先生方のお手元に配布しています。大変重要な案件が山積していますが、本日もご協力、ご教示を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

それでは予定の議事に従い、進行をよろしくお願い致します。

(榎本年金記録回復室長)

お手元の資料の順に沿って今日は議事をお願いしたいと思います。

最初に資料 1-1 です。年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳の突き合わせについて、サンプル調査の集計結果などを年金機構の伊原記録問題対策部長より説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

お手元の資料 1-1 に基づき説明します。3 ページを開けてください。昨年 12 月、厚生年金の紙台帳が結び付いた約 6,000 人のサンプル調査を取りまとめて公表しました。今般

残っていた国民年金の記録が紐付いた方のサンプル調査がまとまりましたので、全体を改めて説明したいと思います。3ページに調査対象者の構成とありますが、全体で約2万3,000人が対象です。前回12月に発表いたしましたのは、その中の「厚年のみ」の5,900人でした。今回はそれ以外の国民年金の紙台帳が紐付いた1万6,611人についての分析です。国民年金の紙台帳が紐付いた方には2種類いらっしゃいます。国民年金の記録だけをお持ちの方、国民年金と厚生年金の記録の両方をお持ちの方がいらっしゃいます。それぞれについて前者が5,800人、後者が1万800人を対象に実施しています。

4ページに、集計結果、人数ベースという数字があります。厚生年金のときは高い不一致割合でした。2番の集計結果の「厚年のみ」では8.1%の方が不一致だったわけです。それに対して今回は国民年金のみ、あるいは「複合」ですが、国民年金のほうは0.7%、「複合」は5.5%という結果でした。この不一致の中には年金額が変わらない方等もいらっしゃいますので、増額される方について内訳を見ますと「厚年のみ」が6.9%、「国年のみ」が0.5%、「複合」が4.4%という結果でした。

その下の米印です。突き合わせ作業によって新規に年金の受給権が発生した方は、昨年発表した厚年では2人でしたが、今回の調査で「複合」の方が1人見つかりました。この「複合」ケースは、国民年金と厚生年金の両方をお持ちの方ですが、厚生年金のほうの記録が見つかって受給要件を満たすことになり、新たに年金が得られることになったという方でありました。

3番は年金回復見込額の平均です。左と右がありまして、左側は今回年金額が増えた方の平均増加額です。右側は増えた方の金額を調査対象者全員で割った金額で、費用対効果を見るときに参考になると思われる項目です。左側の年金回復見込額が増額となる者の平均増加額をみると、「厚年のみ」は1件見つかる就非常に金額が高くなる傾向がありまして、生涯額で見ると68万円、年額で3.3万円、国民年金のみで16.4万円、生涯額で0.8万円、「複合」で32.3万円、年額で1.6万円となっています。これを調査対象者1人当たりで割り戻すと、要は発見率が高い場合と低い場合で相当変わってきますが、厚生年金のみの場合は生涯額で4万7,000円、年額で2,300円、国民年金のみの場合は生涯額で約1,000円、年額で40円、「複合」の場合は生涯額で1.4万円、年額で680円になっています。

その下の米印の2つ目ですが、今回の紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせのコストについて、22年度、23年度の業務委託費から1人当たりのコストを計算すると約3,400円になります。そういう目でこの表を見ますと、右側の調査対象者1人当たりの平均増加額ですが、65歳未満の現役の方については、厚生年金のみでも、国民年金のみでも、「複合」でも、0.1万円、0.1万円、0.3万円ということで、コスト（約3,400円）を下回る水準でした。国民年金のみというところを見ると、年齢の高い方も65歳未満の方も、いずれも1,000円以下で、コストを下回っていました。残りについては全て3,400円を上回っているという水準でした。

次のページです。突き合わせ対象者全体の中で年齢構成や制度構成を調整して、年齢別、

制度別にみて、不一致率、見込額がどうなるかを推計したものが5ページの資料です。これを見ると65歳以上の不一致率が6.6%、年金回復見込額が増額となる割合が5.5%、対象者1人当たりの平均増加額は3.1万円という水準でした。それに対して65歳未満は、1.8%、1.3%で0.2万円でした。全体で見ると1.2万円です。65歳以上については3,400円を大きく上回り、65歳未満はそれを下回っているという水準でした。

制度別に不一致率を見ますと、そこの文章にありますように、2万2,512人の中で1万6,698人が厚生年金の記録をお持ちでした。国民年金をお持ちの方は1万6,611人でした。厚年を持っている方、国年を持っている方のそれぞれについて構成割合に応じた推計をして、不一致率、年金回復見込額がどのくらい増えるのか、平均増加額がどうなるかを見たものです。これを見ると不一致率は、厚生年金・船員保険のほうが4.4%、国民年金は1%、見込額の増額部分は3.5%と0.9%、対象者1人当たりの平均増加額は厚生年金が1.8万円、国民年金が0.1万円でした。

今回国民年金の記録を作業してみて、不一致率も回復額も厚生年金・船員保険と比べ、結構低かったという結果が出ました。なぜそうなのかということについて、詳細な分析はなかなか難しいところがありますが、一つの理由と考えられますのは19ページをご覧ください。昨年の6月までかけて、国民年金の特殊台帳という突き合わせを3,100万件ほど実施しました。これは全件実施して既に終わっています。この特殊台帳というのはいろいろな国民年金の被保険者台帳の中で、未納や免除がある、あるいは特例納付というイレギュラーな記録をお持ちの方の台帳です。誤りの可能性が高いのではないかとかねてからいわれてきたものです。これについて3,096万件を実施して30万件の不一致が見つかり、そのうち年金額が増える方は23万3,182件でした。受給者で見ますと9万1,157件ありました。この作業を既に実施して、こうした部分は既に訂正されているということが1つの要因として考えられると思います。

国民年金が始まったのは昭和36年です。昨年の厚生年金のサンプル調査では、記録判明したケースの8割が昭和30年代よりも前の記録でした。そういう意味では厚生年金の記録で見ると、昭和10年代、20年代、30年代の記録に誤りが非常に多かったのですが、国民年金の場合は昭和36年発足ですので、記録としては比較的新しいものが多いということも、その要因の1つではないかと考えられます。以上がサンプル調査の1つ目の結果です。

それから、もう一つサンプル調査を実施しました。6ページをご覧ください。未統合サンプル調査、未統合の5,000万件の記録のサンプル調査です。未統合記録についてはご存じの方も多いと思いますが29ページをご覧ください。ここに未統合記録の5,095万件の解明状況があります。平成18年6月時点で5,095万件の未統合記録のうち、今年の3月時点で1,563万件が統合済みになっています。そのうち上から3番目の、今後さらに解明を進める記録の976万件は持ち主が分かるよすがが見つかっていない記録です。今回はこの976万件を中心に、2万件ほどを無作為で選び、サンプル調査を行いました。

6ページに戻って、この976万件は調査を実施した段階では983万件だったものですか

ら、その中を2つのグループに分けて、それぞれ1万件ずつ実施しました。976万件の中で以前に払出簿と機械的に突き合わせをして、持ち主らしき人が見つかった場合には黄色便を送りました。それが機械的にできなかった、エラーとなった記録が118万件あります。これらの記録は持ち主が見つかる確率が高いのではないかとということで、グループ1として1万件を無作為抽出しました。残りの865万件についても1万件を無作為で抽出しました。その下の集計結果のポイントですが、グループ1の1万件を調査対象にしたところ、189名について基礎年金番号と結び付くと思われる方が出てきました。189名に記録を送って「これはあなたの記録ですか」という確認を求めました。その結果、本人記録であるという回答をいただいた方が84名で、これは0.8%です。その中で年金額が増額の方が77名で、率でいくと0.8%でした。グループ2も1万名について調査を行い、148名が基礎年金番号と結び付く可能性があるかと判断されました。この148名に通知を送り、回答をいただいた中で本人の記録だという方が53名、0.5%でした。そのうち増額となる方が51名という結果でした。

このような方々の記録回復額を見ると、グループ1では調査対象者1人当たりの平均増加額が6,000円、年額で300円という水準でした。グループ2は7,000円、350円という水準でした。見つかった確率は、上の集計結果にあります。0.8%や0.5%というように低い比率ですが、記録が新たに見つかった場合には比較的回復額が大きいので平均増加額は6,000円や7,000円という水準になっています。

7ページを見ますと、これらの未統合記録については、システム上それぞれの記録の月数というのがわかります。そこで月数別に分布を取ってみました。月数と回復見込額について月数ごとに、どのぐらい回復するかという見込額を取ってみました。米印の2ですが、今回の未統合記録について大体どのぐらいコストが掛かるかを見込みますと、1件当たりが約1,500円になります。1,500円のところに線を引いています。これを見ると、記録の月数が多いほど当然回復見込額は大きな数字になります。1,500円の数字で線を引いてみると、ちょうど半年ぐらいのところで、半年より多い場合は回復見込額のほうが大きく、それより小さい場合は低いという結果が出ています。以上が今回のサンプル調査の結果です。

9ページ以降に、「詳細」というのももう少し詳しい内容が出ています。16ページに年金回復見込額の人数分布についてという表があります。前回はこの中で厚生年金のみという数字が入っていました。今回は「国年のみ」と「複合」を追加しています。形状を見ても分かるように、「複合」といわれる、国年と厚年の両方を持っておられるのは非常に厚生年金と似ていて、数的に見ますと1円未満のところの数が非常に多いという状況です。国民年金のみの方は件数全体が少ないので、傾向を捉えるのが難しいということがあります。いずれにしても左に偏る傾向があります。平均値と中央値を見てもわかりますが、例えば厚生年金のみや「複合」は中央値が3,700円という水準ですが、1件回復額が高いものが見つかりますと金額的には高くなりますので、平均値で見ると3.3万円や1.6万円

という数字になります。国民年金のみの方は中央値が 6,600 円に対して平均値が 8,000 円ということで、年金額は、国民年金は最大でも月額 6 万 6,000 円ですので、金額的に見るとあまり変わらない結果でした。17 ページに今申し上げたものを数字で示しています。上の表で 1 万円未満のところを見ると、いずれも 70% ぐらいとなっています。以上が今回のサンプル調査のアウトラインです。

33 ページは、昨年の 10 月から開始した紙台帳とコンピュータの突き合わせ事業の 22 年度末、23 年 3 月末の状況です。審査開始件数を見ると、711 万件を開始しています。このうち職員の確認まで終了した審査終了件数は 218 万件です。受託事業者のほうで終了したのが 486 万件です。今回の突き合わせ事業は 1 次審査、2 次審査とありまして、先に 1 次審査を実施して 1 次審査で一致になると終了になりますので、進捗結果で見ると一致件数が非常に高く出る傾向があります。218 万 7,000 件の中で一致が 218 万件、不一致が 7,458 件というように、非常に一致のほうが先に結果が出るので高く出ています。年金回復見込額のほうは 3 月末現在で 4,325 人が回復見込みになり、年額ベースで 5,700 万円になっています。

前回委員長から全体の突き合わせの中で何% ぐらいの方が終わったのかという質問がありました。注 1 を見ると受託事業者段階が約 485 万件になります。今回紙台帳で紐付いた突き合わせ対象者が約 8,100 万人いますが、この 6% に相当します。年齢の高い方から実施していますので、65 歳以上の受給者に相当する方の中で見ると 15% という水準になっています。以上です。

(榎本年金記録回復室長)

続いて資料 1-2 です。機構からのサンプル調査の結果などを踏まえると、今後の紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ事業の進め方について幾つか論点があると考えています。マル 1 からマル 4 のような論点があると考えています。1 つは 65 歳未満の者の取り扱いをどうするか。先ほどのデータにもありましたように、65 歳未満の者について全件突き合わせを行うのかどうか。65 歳未満の方の中にはある程度受給者がおりますが、そのような方々の取り扱いをどうしていくのかというのが一番目です。2 番目は国民年金の記録全般について全件突き合わせを行うのかどうかということです。3 番目は未統合記録についてもサンプル調査の結果がりましたが、全件突き合わせを行うのかどうか。特に、先ほどグラフがありましたが、期間の短い記録の取り扱いをどうするかという論点です。4 番目は突き合わせを希望する方の取り扱いで、今後記録の漏れや誤りがあるということで、突き合わせを希望する方を受け付けていくことも考えられますが、そのような方の対応をどうするのかを今後検討する必要があると考えております。

備考に書いておりますが、このような論点に関連して、今後突き合わせ事業の取り扱いを決定するまでの間の、65 歳未満の方、国民年金の記録の突き合わせ作業について、実務ベースで保留の取り扱いをするのかも今後考えていきたいと思っております。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

ここで委員の皆さんにご提案があります。今日初めてサンプル調査2件と論点メモのようなものをいただきました。ここで全部を一挙にご審議いただくとなると、時間的にも手間的にもいかがかと思えます。お許しいただけますなら、今、年金局から説明がありました資料1-2の今後の進め方に沿って、少し粗ごなしの検討会をした上で、次回6月7日の委員会で改めてご審議をいただくという運びにしたいと思えますが、どうでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

(三木委員)

資料1-2にいろいろな選択肢が示されていますが、この中の備考に関連してです。従来裁定するときにきちんと紙台帳まで確認していなかったということで、受給者に対して不整合という間違があるということになってきたと思えます。それは、なかなか紙のものを取り出して見るができないということで、事務所で全部そろった情報がないから仕方がなかったということだったと思えます。今般この作業のために、紙台帳がシステムで完全に見られるようになったという認識ですから、そういう意味では、今後受給の申請が事務所で行われ、裁定の作業をするときに、今、センターで行われている紙台帳突合と同様の業務を事務所でも行うことはやってしかるべきだと思いますし、やられる選択肢としては十分あると思えます。受給するときにきちんと直ることが担保されるということは別に待つ必要もないわけで、検討していただく必要があると思えます。

(磯村委員長)

ということは、加入者については裁定請求のときにきちんとした判断が、正しい記録に基づいてできるであろうという前提があるのかどうか、それを確認なさっているということですか。

(三木委員)

そういう意味では、突合センターで行っているのと同じ資料を見て同じ業務を、今、事務所で行うことができるかどうかをまず確認したいということです。

(磯村委員長)

昔の裁定時主義というのは、例えばカセットに入っていたようなマイクロフィルムの記録が見られなかったからいいかげんな裁定がなされていたが、今回はそのようないいかげんな裁定はほとんどなくなるであろうということのご確認ですが、その辺はいかがですか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

記録のもれや誤りが生じたのは、裁定のときにきちんとやらなかったということについてはご指摘のところもあると思います。ただ、三木委員からご指摘がありましたように、事務所なり事務センターで、新規裁定時にこれらの作業をした場合にどうなるかということです。現在突き合わせ拠点ではペリファイを行い、受給者の方の記録ですと大体90分かかります。1人目がやって、2人目がやってSVがチェックして管理者が見ると。これを毎年200万件ほどある新規裁定を仮に事務所で全て行うとなると、もう少し効率的にはできと思いますが、人手と時間がかかるということがあります。全く同じようなプロセスで、新規裁定のときに紙コンの作業をすると、事務所のスタッフを増やすなり、特別な措置を講じないときついところがあると思います。ただ、以前は書類が様々な事務所に保管されていましたが、今回は紙台帳検索システムの中に全部格納されましたので、格段に裁定時に審査をしやすくなったことは間違いありません。コストなどを考えながら、どのようにすれば最も効率的にチェックできるかは考えられると思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

もう一回厳密に確認したいのは、事務所で紙コンシステムに関して権限さえあれば、全くセンターで見ているのと同じものが見られる環境があるかどうかということです。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

それは全くご覧いただけます。実際に今年の4月からは年金事務所でも、記録照会がある方に紙コンシステムを使って対応をしています。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(斎藤委員)

1件当たり1,500円のコストが掛かると発表されましたが、これはサンクコストが入っているのでしょうか。つまりシステムを作り、ここに至るまでの、既に使ってしまったコストが入っているのか、あるいは1件当たり1人が入力し、ペリファイして何をしてというような、インクリメンタルなコストだけを考えているのかを明確に教えていただけますか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

3,400円が本体のコストだと先ほど申し上げました。1,500円は未統合記録のほうです。3,400円の内訳で約2,400円は受託事業者に対する委託料です。ベリファイや物件の借料など初動経費も含めた費用が入っています。それ以外に紙台帳検索システムの経費として約700円、また、不一致があれば本人に通知を送りますので約50円、それから、受託事業者が作業を終えたものを年金機構の職員がチェックしていますが、職員の人件費が約200円、それを合わせて大体3,400円と考えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。その辺の詳細なデータも含めて粗ごなしの検討会で議論をいただいた上で、次回改めて審議をいただくという運びでよろしいですか。何か他に関連する質問等がありましたらお伺いしたいと思います。

資料1-2の今後の進め方以外にも、こういう点をどのように検討すればいいのかということも幾つかあると思いますので、実務検討会の席に持ち寄って粗ごなしの議論をした上で、次回の回復委員会で改めてご審議をいただきたいと思います。よろしく願います。

大塚副大臣は、所用がおありのようですので、ここで退席されます。

(榎本年金記録回復室長)

資料2のシリーズが4点あります。厚生年金基金の記録の突合せの関係で4点ほど報告いたします。資料2-1で、厚生年金基金および企業年金連合会における国の被保険者記録との突き合わせの実施状況について、渡辺企業年金国民年金基金課長より説明します。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

資料2-1に沿って説明します。この資料の最後のページで、一応簡単に国の記録と基金の記録の突き合わせの流れについてレビューをしておきたいと思います。下の突き合わせ概略図にありますように、社会保険庁、現在は日本年金機構ですが、ここで基金の加入記録を有する被保険者等の記録を抽出する作業を、平成21年3月から12月にかけて行いました。そして加入記録のある被保険者記録を企業年金連合会に送り、企年連で基金分と連合会分に振り分ける作業を平成22年1月まで行いました。従って、全基金で完全に突き合わせ作業が始まったのは平成22年1月からです。その後平成22年3月末、6月末ということで、四半期ごとに突き合わせの状況を報告しています。今回は3回目の報告になります。1ページ目に戻りまして、平成22年9月末時点での突き合わせ状況ということで、中ほどにありますように598の基金、企業年金連合会のデータを集計したものです。

下の数字の「今回報告」というところですが、突き合わせの対象人数は延べで3,746万人です。このうち突き合わせの実施状況として、記録整備が完了した人数が3,383万人で約9割です。一方整備中の人数が363万人で9.7%、約1割あるという状況です。記録整

備が完了した人数の内訳として、記録が一致した人数が大半ですが3,363万人、不一致が見つかって基金なり国のほうで正しい記録に訂正した人数が約20万人です。それから整備中の人数のうち、基金あるいは機構で調査、確認中の人数が312万人、また、基金番号の相違等により被保険者記録を回付できていないものが51万人です。突き合わせの実施状況について、記録が完了した人数が占める割合を厚生年金基金と企業年金連合会別にそれぞれ見たものがその下です。いずれも初回報告に比べると、厚生年金基金においては完了割合が76.9%から82.6%、また、企業年金連合会においては完了割合が91.7%から92.6%ということで増加しています。

次のページは今申し上げたことの詳細ですので割愛します。その次の3枚目のグラフに入っているページは、基金と企業年金連合会における突き合わせの完了割合別にどれぐらい数があるかを見たものです。それをグラフ化したものが下ですが、完了割合の低い基金数は初回報告に比べると確実に減っています。ただ、その表を見ますと、記録整備完了割合が0%というのが3基金ほどあります。これについて直近では、このうち2基金は既に開始してしまっていて、1基金もまもなく着手するという状況です。以上が突き合わせの状況についての報告です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件について何かご意見やご質問はありますか。

(榎本年金記録回復室長)

続けてよろしいですか。

資料2-2は機構の方の突き合わせ作業です。被保険者記録と厚生年金基金記録の突き合わせの実施状況ということで、井上事業企画部長より説明します。

(井上日本年金機構事業企画部長)

資料2-2に沿って、年金機構側での突き合わせ作業の実施状況について説明します。資料2-2の表は本年3月末現在の状況です。先ほど渡辺課長から説明がありました通り、基金のほうで国の被保険者記録と厚生年金基金の記録の突き合わせをして不一致のものがあるわけですが、その中で基金サイドの記録が間違っているということで直すに至ったものが一部ありますが、それ以外のものが機構に送付されてきて、機構で1次審査を行うという流れになっています。基金サイドの突き合わせ作業で不一致になったもので機構サイドに審査依頼があったものが、この表の左側の受付件数になります。23年3月末までの受付件数ということで、受給権者、被保険者を合わせて246万件余りです。このうち第1次検査が終了した件数は、表の上の横に長い欄に第1次審査終了とあり、合計90万4,000件余りが受け付けたもののうち審査が完了したもので、37%程度という進捗割合です。それ以外のは1次審査進行中です。受け付けて1次審査を終了したもののうち、この表の一

番下の欄の左から2つ目、基金サイドから調査依頼が来たものについては、機構において保有している紙台帳等との突き合わせによる審査を行います。紙台帳等が基金のほうではなくて国のオンライン記録と一致しているものについては、この時点では国の記録が正しいのではないかと推定されるということで、国の記録を正ということで基金等に回答します。このようなものが79万5,000件ということです。

逆に紙台帳等が基金の記録と一致しているということで、基金の記録のほう正しい可能性はあるというのですが、これについては原則として本人に記録を確認していただいた上で、国の記録の誤りが確認された場合には国の記録を訂正するというプロセスになっています。紙台帳等が基金記録と一致したものが4万6,000件余りです。そのうち、本人に確認して国の記録が誤りであることが確認できたということで基金に回答したものが3万6,642件です。そのようなものはその後記録訂正が行われ、3万3,847件は記録訂正まで終わっているというのが本年3月までの状況です。

この作業について、機構サイドでの記録問題の工程表ではどのようなスケジュールになっているかを、一番下の参考に書いています。基金等との連携を図りながら1次審査、2次審査を進める。2次審査については24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進めるとなっています。これは上の表の左から2つ目の欄の、国の記録が正しいのではないかとということで1回基金に返します。基金のほうで、さらに事業所に残された書類などがないかどうかの調査をして、何がしかの書類が見つかった場合にはそれを添付して、もう一回機構のほうに返して、機構のほうで2次審査をするという流れになっています。その2次審査について、24年10月末までに基金等から調査依頼があったものについて、25年3月末まで、つまり24年度末までに進めるという作業スケジュールになっています。この作業スケジュールに沿って進捗管理などをしっかりやっけていながら作業を進めていきたいと考えています。

このページの真ん中より少し下に「処理促進のための主な方策」とあります。これについては現時点で進捗がまだまだだと考えていまして、さらにスピードアップしなければいけないという認識です。特別便などの各種便の処理が22年度中にかなり進みましたので、そちらの作業に当たっていた人員を基金の作業にシフトすることが可能になっていますので、そのような人員のシフトによって対応する。それから新たに準職員などを採用して作業に当てていきます。また、大都市部を中心に東京、大阪、広島については作業拠点の集約化を行い、体制を強化して集中的かつ効率的に処理を実施するという取り組みを進めているところです。以上です。

(磯村委員長)

続けますか、いったんここで切りますか。

(榎本年金記録回復室長)

取りあえず実績の関係は以上2点です。

(磯村委員長)

ここまでのところで何かご意見やご質問はありますか。よろしいですか。続いてお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

続いて資料2-3です。厚年基金の記録との突き合わせを行っていると、現場の方から「こうしてほしい」という、こういった対応をどうするのかという方針を決めてほしいという話が幾つか出ています。本日は2点をお諮りしたいと思います。

1つは受給資格期間を満たしていない高齢者への通知の取り扱いです。突き合わせを行っていると、受給資格を満たしていない高齢者についても記録の誤りが判明することがあります。記録の補正を行っても受給資格が得られないことが見込まれる場合もあり、結果的に年金が得られるかもしれないという本人の期待に添えないことがあります。そのような場合も含めて通知の発出を行うかどうかということです。

対応案ですが、考慮すべきことは、かなわぬ期待を抱かせてしまうという面がある一方で、行政側としては個人のものでカラ期間までは把握できないが、場合によっては資格が得られる可能性もある。また、今国会では継続審議になっていますが、年金確保支援法案が成立しますと、事後納付が10年分可能ということになっています。事後2年分に限られていたものを10年に延ばすことになっていますので、事後納付をして受給資格を得られる可能性があるということも今後出てくる可能性があります。そういう意味で、一定の基準を満たす方については「お知らせ」を送付するというのが、現在の紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ上の取り扱いです。

具体的には、70歳以上の記録訂正後の期間が120月以上になる方に対して「お知らせ」を送っています。70歳未満の方については全てのケースについて「お知らせ」を送ることです。ただ、70歳未満かつ120月未満の方への送付は年金確保支援法案が成立した後に送るという取り扱いにしています。基金記録と国記録の突き合わせについてもこれとあえて分ける理由もないと考えて、同様の取り扱いとしてはどうかというのが1点目です。

2点目は裏面です。今後審査を実際に行っていくことになると、参考とすべき資料がいろいろあるのではないかとことです。実際に基金側からの要望として、事業主の方から基金に提出されている資格取得などの届出の控えを参考資料として追加してはどうかということです。

対応案は、基金加入員の資格の特質については実務上複写式の届出様式で行われている場合が多いので、そのような場合には事業主が人事記録などを基に作成して、社会保険事務所と基金に同じ届出をしていることが推定できます。複写式の届出様式を用いていることが確認できましたら、参考資料として使うという取り扱いにして今後作業を進めてはど

うかということです。この2点がご相談したい点です。

資料2-4ですが、厚年基金の突き合わせ作業に当たって、大臣からの明確な指示、基本方針に基づいて作業を行うことを明確化してはどうかということで、今は素案の段階ですが私どもの方で考えているものです。先般不整合3号の記録の意見を取りまとめた際にも、意思決定の過程を明確にするべきだというご意見をいただいていたところです。このような厚生年金基金の記録の突き合わせ作業についても、紙台帳、コンピュータ記録と同様に大臣からの指示に基づいて、しっかりとした基準に基づいて行うことを改めて整理してはどうかということで、現在私どもの方で検討しています。

具体的には6点ほど中身として考えています。1つは、機構の方で現在作業を行っていますが、工程表にもありますように、2次審査については24年10月末までに報告があったものについて、25年3月末までを目途に作業を実施する。その際にはできる限り正確性を確保しながら効率的に作業を進めるということです。

2点目は、突き合わせの実施に当たり、被保険者記録と加入員の記録が相違する場合には一定の基準に基づいて記録の訂正の可否を判断するということです。今一定の基準とやっているものを、今後業務処理要領のような形で整理して報告したいと考えています。

3番目は、本事業の実施状況について、紙コンもそうですが、国民の皆さまに分かりやすい形で2か月に1度公表していくということです。先ほど資料2-2で報告したような中身を報告することになると思います。

4番目は、被保険者記録と加入員記録の突き合わせの結果を本人に確認いただくということがプロセスとしてありますが、その際には分かりやすい文章でお知らせをして丁寧に対応するということです。

5番目は、個人情報ということで、漏洩の防止などの適正な管理に留意をするということです。

6番目は、この事業を実施するに当たり、年金局と緊密に連携をして回復委員会の意見を伺いながら実施状況を検証し、必要に応じて実施方法の見直しなどの対応を行うということです。

このようなことを、今後は大臣から機構に対して指示をするという形で明確な体系を持って進めていきたいと考えています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。資料2-3と2-4のそれぞれにご質問やご意見はありませんか。よろしいですか。

私のほうから1つ確認をします。資料2-4は、前の紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせの際の処理基準をつくるベースになった通知の出し方と同じことだと理解してよろしいですか。

(榎本年金記録回復室長)

同じような形で、大臣名で機構宛てに出そうと思っています。これを受けて事務処理要領も定めて、それを局と機構との間で明確に確認した上で、それに沿って実施していただくという流れにしていきたいと思います。

(磯村委員長)

改めてこれを受けて、機構のほうで事務処理基準、要領ができるわけですか。

(榎本年金記録回復室長)

はい。

(磯村委員長)

分かりました。他はよろしいですか。何かありますか。どうぞ。

(駒村委員)

資料2-3は年金確保支援法案の成立が条件ですが、これは成立しなかったら70歳未満かつ120月未満の方には教えないのですか。

(磯村委員長)

成立しなかったら教えないという、その辺はいかがですか。

(榎本年金記録回復室長)

今の取り扱いとしては一応そのような形になると思います。今の考え方としては年金確保支援法が成立するのが前提でしたので、成立しないということだと、この取扱いは今ご指摘があったようになると思います。

(磯村委員長)

連絡はしない？

(榎本年金記録回復室長)

はい。

(磯村委員長)

ということのようですが。何か、どうぞ。

(梅村委員)

簡単に言うとそうなると思いますが、教えなくていいのかという疑問は残ると思います。できれば、不成立の場合に他の方法がないかどうか併せて検討いただければ幸いです。

(磯村委員長)

いかがですか。

(榎本年金記録回復室長)

そもそも成立しないという前提に立つのかどうかというところがありますが、私どもとしては成立するように引き続き努力をしたいと思います。その上で、万一という場合の頭の整理も必要だということで指摘をいただいたと思いますので、ご指摘も踏まえて検討していきたいと思います。

(磯村委員長)

あまり頑なにということではないということですね。よろしいですか。他にはありませんか。続いて次の議事をお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

資料3-1です。包括的意見による記録回復についてということです。これについては昨年の夏に先生方にご協力いただきまして、年金記録回復委員会として社会保険労務士の先生方にアンケート調査を実施して、それに対する回答で厚生年金関係の事案の回復基準の策定を求めご意見を多数いただきました。記録回復に当たり、今までは個別の事案ごとに年金事務所段階で記録が見つからなかった場合に総務省の第三者委員会に申し立てをいただき、記録訂正の必要があるというあっせんをいただいた上で、記録回復を年金事務所で行うという取り扱いをしていました。それについて今後の在り方の見直しをしていきたいということです。

今まで記録回復に当たり、特に厚生年金の関係の事案について、厚生年金特例法の規定により、記録回復をするためには第三者委員会のあっせんの意見を得ることが前提でした。そういう意味では年金事務所限りでの回復ができないという取り扱いでした。そうしますと、企業によっては担当者が事務ミスをして、そのような場合にも個別に第三者委員会に申し立てをしないと回復できないという事例も幾つかありました。そのようなものをより迅速に回復するためには、厚年特例法上意見を求められている部分について、個別的意见のみではなく、これまで第三者委員会であっせんされた実例を踏まえれば、ある程度類型が整理できるので、整理された類型に当たるものであれば、包括的に年金事務所の段階で記録を回復することが可能ではないかと考えられます。私どもとしても法令解釈を法制局と相談した上で、包括的な意見が可能だというご意見をいただいています。先生方

にも検討会で秋以降に何回かご審議をいただいて、包括的意見という枠組みを設定することで認めていただいているものです。

具体的には資料3-1にありますように幾つか類型を設定しています。これの審議に当たり、総務省の第三者委員会にも多大なご協力を賜ったところです。1番目の類型は、同一企業内の転勤事例に係る記録回復基準ということです。これには積極要件と消極要件があります。積極要件ですが、同一企業グループの中で、事業所間で転勤をする場合で、転勤元と転勤先でどちらかに事務ミスがあって1か月の空白が生じる場合に、以下のマル1、マル2に該当する場合を1つの積極要件として認めてはどうかということです。1つは継続勤務の要件です。人事記録・人事カードなどの継続勤務を確認できる資料によって、申立期間中も新旧いずれかの事業所で勤務をしていたことが確認できる、あるいは勤務していたという事業主からの証言があるということです。2番目の要件としては保険料の控除ということです。事業主がその期間中に保険料控除を行っていたという証言を行い、特例納付の保険料の納付に同意している、すなわち誤りを認めているということです。

このような2つの要件があるということと併せて、消極要件としてマル1からマル3に該当しないということで、1つは申立人が申立期間当時、事業主または役員等であったということにはならない。それから第三者委員会において既に訂正不要の判断を行っているものではない。申立人から提出された資料や、あるいは事業主が提出した資料などにより保険料控除を行っていないことが確認できるものではない。保険料控除を行っているということです。このような3つの消極要件に該当すれば、要件に当たるものについては第三者委員会にいくことなく年金事務所段階で回復してはどうかということです。

2番目の類型は、4ページの賞与の届出漏れ事案に係る記録回復基準ということです。これにも積極要件と消極要件があります。積極要件としてはマル1、マル2の資料があるということです。賞与の届出漏れについては、申し立ての対象になっている賞与について、保険料の控除がされていることが確認できることが必要だということです。1つは申立人が給与明細書を持っていること、あるいはそれがなければ事業主側の賃金台帳などで確認できるということです。

消極要件としては2つのいずれにも該当しない。これは先ほどの消極要件にも類似していますが、1つは申立人が申立期間当時に事業主または役員等ではなかった、それから第三者委員会での訂正不要の判断がなかったということです。このような要件が満たされれば回復していくということです。

3番目が新規適用年月日前の被保険者資格に係る記録回復基準ということです。法律上は厚生年金の適用事業所であるものもあるわけですが、届出が出されなかった場合の事例があります。積極要件としては2つ掲げています。1つは、昭和63年4月以降に法人事業所であれば、人数、業種にかかわらず適用事業所ということになっていますので、63年4月以降の期間で、かつ、事業所に法人格があることが確認できる場合ということです。2番目は申立期間中に勤務実態、保険料控除の2点が確認できるということです。また、申

立人の給与明細書、あるいは事業主側の賃金台帳などで確認できるということです。消極要件としては先ほどの1の事案と同じようにマル1からマル3を掲げています。このようなものです。

6ページの、上記以外の一般的な厚生年金特例法事案の回復基準ということです。同一企業内の転勤や賞与届出漏れ以外にも、同じ適用事業所で勤務をしていたにもかかわらず一部の期間が抜けているケースがあります。被保険者資格が全部抜けているようなケース、また、入社直後に被保険者期間がないケースは「取得相違」といわれています。それから退職直前の期間に被保険者資格がないケースで、喪失の時期に相違があるような事案、あるいは中途の期間で被保険者資格がないケースで中抜けの期間というものがあります。他にも標準報酬の相違事案についても、申し立てのある期間に応じて「全部記録なし」とかそのような類型と同様に区分できますので、これに次のような積極要件、消極要件を当てはめるといえます。

積極要件として3つポイントがあります。1つは申立期間当時の適用事業所であるということ、申立期間中に勤務実態があるということ、3番目として給与から保険料が控除されているということです。このようなものが次のマル1、マル2の資料によって確認できるということで、申立人の持っている給与明細、あるいは事業主からの賃金台帳などの資料で確認するということです。給与明細などの確認に当たって、申立期間が複数ある場合もあります。そのような場合に全てについて記録が確認できるか、あるいは以下の全ての要件を満たすということでア、イ、ウで整理をしています。

アとしては申立期間の月数の半分以上について給与明細書があるということ。定時決定から定時決定までの期間、通常定時決定は9月から翌年8月までですが、その期間で1枚は給与明細がある。ウは申立期間の対応に応じて「全部記録なし」、「中抜け」であれば申立期間の最初と最後の月の給与明細がある。あるいは「取得相違」であれば申立期間の最初の月の給与明細がある。「喪失相違」であれば申立期間の最後の月の給与明細がある。そのようなア、イ、ウの要件を満たすことも必要ではないかということです。消極要件のほうは、先ほど来申し上げているマル1からマル3のいずれにも該当しないということです。

これに関連して、9ページの未申し立て従業員の取り扱いということです。先ほどの1、2で申し上げた同一企業内の転勤の事案、賞与の届出漏れの事案の際には、申し立てた従業員はこれまで記録の回復がなされていますが、同じ時期に転勤があったり、あるいは賞与を受けている従業員も当然いますので、同じような立場にある従業員の取り扱いを同様に整理しているものです。

第三者委員会のほうにアッセンがあった、あるいは年金事務所段階での記録回復があった、同一企業内の転勤事案、あるいは賞与届出漏れ事案について、機構本部のほうで同じような事案の被保険者の一覧をシステムで作成するという形にしています。この一覧を今後管轄の事業所経由、年金事務所経由で事業主に送って、記載された従業員について勤務実態、保険料控除の状況の確認をいただくということにします。確認が取れた従業員の—

覧表を「同僚リスト」とします。併せて一覧表に載っている以外にも、事務処理誤りによって届出漏れになっている従業員がないのかも併せて事業主に確認します。それに該当する従業員を「その他事例リスト」と呼称しますが、「同僚リスト」と「その他事例リスト」に基づき、記載の従業員に年金事務所から申し立ての勧奨を送るということです。事業主から自発的に事務処理誤りの申し出があれば、このような申し出リストを提出していただき、事務所から申し立ての勧奨をするという取り扱いにはどうかということです。

11 ページに、その他ということで納付義務の履行の有無の確認について整理しています。厚年特例法上事業主が履行しなかった事案と、履行したかどうか明らかでない事案との区分が必要だということですので現在は第三者委員会で判断をしています。今後年金事務所段階で回復を行う場合でもこの区分を行うことは必要なので、第三者委員会の判断基準を踏まえながら事務所段階で運用基準の設定をすることにしています。

標準報酬の認定についても改めて整理しています。標準報酬の等級の判断が、実際にこの回復基準に該当する場合には必要になってきます。その場合には控除が確認された保険料額を基礎に決定することになります。場合によっては実際の報酬支給額を基礎とする等級のほうが低いこともありますので、その場合には実際の報酬支給額を基礎に報酬等級を決定するという取り扱いをしていきたいということです。以下で細かい整理を記載しています。雑ぱくに説明しましたが、回復に向けた包括的意見という形で議論をいただき、一応このように取りまとめたということです。

参考で資料3-2の横紙は、今回どのようなケースが包括的意見を取りまとめると救済回復が可能になるかということ整理したものです。左の方には今紹介しましたA、B、C、Dの具体的な類型を整理しています。厚年特例法上、本人からの保険料控除があるかどうかというのが1つの大きなメルクマールで、本人からの保険料控除がない場合には、法令上なかなか回復できないことになります。本人からの保険料控除がありますと、続いて考慮すべきは事業主から届出があるかどうかということになります。事業主からの届出がありますと、厚生年金保険法本法の75条の但し書きで回復できることになります。一方で届出がない、あるいは届出があったかどうか分からないというケースがあります。そのようなケースが今回の包括的意見による回復の対象になってきます。場合によっては時効で保険料徴収権が消滅していない2年以内ということもあります。その場合には厚生年金保険法の規定によって回復することが可能です。2年も経過してしまっている場合には、今回の包括的意見によって回復することが今後新たに可能になってくるのではないかと思います。駆け足で説明しましたが以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

これは去年の夏以降の課題で、去年の秋に大まかな枠組みを示して、検討会などで議論をいただいていたものです。ようやく総務省との間の調整も整ったようですので、私ども

委員会としては、厚生労働大臣への意見として取りまとめた上で総務省のほうへ出すという段取りになるのですか。

(榎本年金記録回復室長)

説明が漏れてしまいまして恐縮です。

(磯村委員長)

その辺の段取りを。

(榎本年金記録回復室長)

この委員会において了解いただけるということでしたら、厚生労働大臣から総務大臣に、厚年特例法の解釈もこのようにできるということも含めてお知らせして、包括的意見について検討をお願いしたいという依頼を出そうと考えています。それを踏まえて総務大臣の方で第三者委員会に依頼をいただければと考えています。

(磯村委員長)

ありがとうございました。そのような前提でご意見やご質問はありませんか。どうぞ。

(梅村委員)

質問ですが、事業所、旧事業所などいろいろ事業所という言葉が出ていますが、2ページの(5)に「適用事業所たることの確認について」とありますが、どのような事業所が該当する、どのような旧事業所が該当するのかという何か定義のようなものが、(5)だけではなくもう少し具体的なものが必要ではないか、そうしなければ年金事務所側で判断する場合に非常に困るというか、問い合わせが増えるのではないかと思います、いかがですか。

(榎本年金記録回復室長)

今後第三者委員会から包括的意見という形で出していただければ、それを受けて今度は年金事務所の方で当てはめていく作業を行うこととなります。そうなりますと、それにどういう基準で実際に当てはめていくのかという、先生が今言われたような疑問は当然出てきます。それで、実際の実施要領のようなものを、改めて私どもとしても機構と相談しながら、委員会にも諮りながら作成して周知していくという段取りを考えていますので、ご検討をお願いしたいと思っています。

(磯村委員長)

いろいろ細かい点は実施要領をつくる段階で補正をするということでもよろしいですか。

他に何かご意見やご質問はありませんか。

資料3-1のペーパーには「厚生労働大臣殿」とか「年金記録回復委員会」というクレジットは入っていませんが、一応この案で厚生労働大臣のほうへお出しするということによろしいですか。ご了承いただきましたので、委員会のまとめとして大臣のほうへ提出したいと思います。

今日は第三者委員会の皆さま方がご出席ですが、長丁場で細かい作業を随分行われたようで本当にありがとうございました。

続いて次の議事へいきたいと思います。

(榎本年金記録回復室長)

資料4で「記録問題への対応策」の検討状況ですが、これは昨年の3月29日の委員会において、長妻大臣当時でしたが職員アンケートで、旧社会保険庁の現役職員、OBに対して、記録問題について今後改善すべき点、あるいはもっとこうしたらいいという問題提起、このような問題があるという指摘をいろいろいただいていた。そのようなものを昨年3月の段階で整理して、今後記録問題解決に向けて幾つかの提言に取りまとめたところです。そのフォローアップということで今回整理したものです。

(1)のコンピュータ記録と紙台帳の突き合わせ作業の拡充等ですが、これは現在年金機構において実施している通りで、現在対応中という状況です。

中身的に非常に多いので、ある程度端折りながら説明しますこととお許しください。

(2)は基礎年金番号の非所有者の年金記録確認を容易にするための環境整備ということです。この中で対応済みなのは、マル2の自分自身の年金記録を確認できる個人情報システムのバージョンアップということです。これについては今年の2月末からねんきんネットを開始しています。そこで「私の履歴整理票」を簡単に作成できる入力機能も併せて持たせて現在稼働しています。

次のページの(3)は、3号被保険者の記録の不整合の問題です。これについては先生方ご承知の通りの経緯で、昨年に決めていただいたことを踏まえて、今年の1月から実施しているところですが、この通知は廃止して、現在は社会保障審議会の特別部会で抜本改善策の検討をいただいているところです。

(4)は、戦災、災害の記録消失の記録回復の手続きの明確化ということです。これについては9月2日にもこの委員会で諮りましたが、手続きを定めて現在地方組織に機構から指示をしているという状況です。

(5)は「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査ということです。被保険者がゼロといわれているところで、実際に稼働しているものがあるのではないかとということでサンプル調査を行いました。その結果、3%ほど被保険者がいる事業所があったということです。これについて平成22年12月末までに全数調査を実施して、現在の加入状況で実際に稼働していれば加入指導をするし、実態がなければ認定全喪

処理の指導を行っているということです。

(6) は記録統合の結果、減額になる場合の取り扱いの明確化ということです。これについては昨年の3月にまとめていたところで、局から機構に指示をしまして、現在は機構から指示をいただいています。具体的には年金額の仮計算書の様式を改正しました。今まではチェック欄がありませんでしたが「年金記録を訂正して年金額を再計算してください」あるいは「記録の訂正は必要ありません」という2つのチェック欄を設けて、いずれかにチェックをいただくということで、今までのように無理に承諾をいただくということがないような取り扱いにしました。

4ページの(7)は、複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームの編成ということです。ベテランOB職員の活用については、機構本部からブロック本部に対して、既に協力をいただいているOBも含めて、新たにご協力をお願いできる方々のピックアップをいただくということと、あらゆる機会を捉えてご協力をお願いするという指示をしているところです。また、相談事例の共有化についても、窓口装置で検索・閲覧できるシステムを導入したという状況です。

(8) は記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のためのシステムの改善ということです。これは当時非常に多くのご意見があったわけです。これらについては22年度・23年度の開発事項についてはシステム担当理事をリーダーとして、各部門の筆頭グループ長からなるプロジェクトチームを機構で立ち上げて整理を行ったということです。特に要望の多かった記録検索キーの増加、あるいは個人の記号番号から過去記録への即時照写については、既に紙台帳検索システムという形で実現しているということです。氏名検索システムの改善については、22年度中にシステム開発を終了して23年4月から実際に稼働しているという状況です。

それから過去の訂正記録の事跡管理の徹底ということをいただいていたところです。当時既に事跡管理のシステムがあったわけですが、それに対する入力十分進んでいなかったという状況でしたので、入力の徹底を機構本部から地方に対して指示をしたという状況です。その後も事跡管理を徹底して、定期的な管理状況の報告の確認をお願いしているところです。

外国人被保険者の氏名検索については外国人の名前の入力を徹底する。特に新規取得時において、外国人登録情報に基づいて適正に届出をしていただくことが大事ですし、適用した後は年金手帳の保管と、手続きの際には手帳に載っているのと同じ氏名を必ず記入してもらうことを周知することが重要だということです。事業所を通じて納入告知書に周知を予定しています。市町村に対しては、情報誌をもって既にこれまで何回か周知を依頼したという状況です。

現場の意見や要望を基にしてシステム改善あるいはソフトの導入システムの改善などの中身を決めていくに当たって、現場の意見を把握するプロセスが大事だということをお願いしたところです。これらについては地方、現場からの要望、あるいは提案事項を含めて

業務改善工程表やシステム再構築の工程表という形で取りまとめて、現在準備、対応しているという状況です。

船員保険の扱いはなかなか難しいので慎重にやるべきだという意見をいただいていた。これについては紙コンのマニュアルの中で詳細規定をして対応している状況です。

(9)は、相談者の誤解、誤認、勘違いが結構あるということで、リーフレットなどを置く、あるいはホームページでの掲示という提案をいただいていた。これについては、既にブロック本部、年金事務所から具体的な事案を聴取してリーフレットを作成して、年金事務所での備え付け、周知広報などを行い、また、同じものを機構のホームページにも掲載しているという状況です。

6ページの(10)、その他の保険料の過払いというところです。これについては未請求者に対して提出勧奨をこれまで行ってきましたが、引き続き、まだ請求されていない方に対して提出勧奨を行ったということです。

7ページの脱退手当金の非受領の申し立てへの対応ということですが、これについてはこの場において、脱退手当金のまだら事案の回復基準を了承いただいたということで、それを踏まえて現在現場でも実施している状況です。チェックシートを含む指示書を作って、全事務所に対して指示を行っている状況です。

最後は事業主から従業員への通知義務の徹底ということです。これについても、事業所調査の際に事業主指導を通じて通知を徹底させ、納入告知書にチラシなどを同封することで従業員への通知の徹底をお願いしている状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。今の資料4の職員アンケートのおさらいに何かご意見やご質問はありますか。どうぞ。

(斎藤委員)

対応いただいたことを説明されましたが、それによってこんなに便利になったとか、こんなに分かりやすくなったとか、早くなったとか、何かフィードバックがあったら教えてください。

(磯村委員長)

機構のほうで何かありますか。

(矢崎日本年金機構事業企画部門理事)

私の担当しているところでは、先ほどの誤認事例のパンフレットですが、例えば国民年金の制度は34年だが実際に納め始めたのは昭和36年からという間違いについての説明や、60歳から厚生年金をもらおうと減るのではないかという事例について、特老厚なので減らな

い、そのような説明のパンフレットを作っています。これは機構が作ったパンフレットの中では比較的現場で好評だという話を聞いています。検索関係でもシステム部に努力をいただき、いろいろな検索機能を付けてもらったので、これから実際に現場ではだいぶ威力を発揮すると思います。事業所検索も最初は東京が先行して屋号みたいなものを検索できるように作ったのですが、それもこのような一連の流れの中で全国どこでも見られるようにするというのでだいぶ好評であると聞いています。私の把握している分だけですが、そのような反応は聞いています。

(斎藤委員)

ありがとうございました。

(磯村委員長)

斎藤委員は褒める材料がないかと思って発言をされていますので、そういういい話があったら次回にでも少し聞かせていただけませんか。ということでよろしいですか。他に何かありませんか。

私のほうからです。ここでまだ「検討中」と書いてある部分が幾つかありますが、これらは業務改善工程表かシステム工程表か何かの中に入っているのでしょうか。これだけが独立して宙ぶらりんになっていると困ると思いますが、その辺は次回にでも確認しておいてください。

続いて次をお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

資料5は、先般不整合3号記録の再発防止ということで検討会において、いろいろ検討いただいたもので、それを改めて報告するものです。年金局の中村事業管理課長より説明します。

(中村事業管理課長)

資料5について説明します。第3号被保険者の不整合記録問題については3月8日付の大臣ペーパーに対し、3月30日に本委員会として意見を取りまとめていただきました。その後4月からはご案内のように、社会保障審議会に新たに設置された特別部会のほうで抜本改善策についての議論をお願いしているという状況です。その抜本改善策についての検討と併せて、将来に向けて記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討することも1つの検討課題になっています。その検討状況について本日報告したいと思います。

資料5の左上にクレジットを付けていますが、4月末に行われた第4回の特別部会で報告した資料です。1点目は現状ということで、委員の皆さまはよく承知されていると思います。現在被扶養配偶者の異動に関する情報について、第2号被保険者ではなくなったこ

とに関する情報や、配偶者がまだ2号のままの状態でも奥さんが勤めに出て被扶養配偶者ではなくなった場合の情報を日本年金機構で把握した上で、勸奨状を送付し、種別変更につなげていくという取り組みをしています。

特別部会で報告したのは、今、その点について大きく2つほど問題があるのではないかとということです。1つは、配偶者が健保組合に加入している事業所に勤めている場合に、第3号被保険者が被扶養から外れたという場合の情報が、日本年金機構で情報として把握できていないという点があります。それから勸奨状を送っても、住所移動等に伴い、勸奨状が戻ってくるケースがあります。この点について、その後の種別変更等の手続き等に進んでいないということが大きな点としてあるということです。

1枚めくって、主な対応について書いてあります。今申し上げた通りで、配偶者が属する健保組合のほうで、被扶養配偶者ではなくなったことについて情報を持っているということですが、このような情報を日本年金機構でどう把握して種別変更につなげていくのかということが1つの課題だと思います。1つ目の丸にあります。このような情報について現在は健保組合あるいは事業主が持っているということです。そのような情報をいかに活用するかを検討していく必要があるということです。特別部会の委員からも、健保組合からの情報をいかに使っていくのかという指摘をいただいているところです。それについての対応として、次のようなイメージがあるのではないかとということです。

2つ目の丸の(1)は、健保組合から被扶養配偶者でなくなったことに関する情報の提供をいただき、それに基づき勸奨状を送り、最終的に本人が種別変更をしないということであれば職権での種別変更をしてはどうかということ。また、協力がいただけない健保組合もあるという前提で、その場合には3号被保険者本人に、配偶者に扶養されていて現在第3号被保険者に該当しているという旨の届出を求めることを考えてはどうかということです。

3ページにそのイメージ図を付けています。左側が健康保険法に基づく被扶養配偶者の異動情報について、被扶養配偶者から外れた場合に、配偶者である被保険者から事業主のほうに届出が来て、それが健保組合に来ているということです。このような事業主や健保組合が持っている情報をどのようにして日本年金機構のほうにつなげていくのかということが課題になっているということです。ここでは健保組合から情報をいただき、それに基づいて種別変更の勸奨を行うことにしてはどうかということです。右側はそのような情報が得られない場合に、第3号被保険者本人に第3号被保険者に該当している旨の届出を求めていくということです。

勸奨状を送っても戻ってくる場合についても手続きを徹底する必要があるということです。3つ目の丸のところですが、勸奨状を届けることができない状態の方に、その後の職権による種別変更が行えない状態をどう改善していくのかということです。下から2つ目の丸には、このような方への取り組みを徹底していくということで、業務処理マニュアルで新住所をきちんと把握していく、調査していく方法を具体的に記載する必要があるのでは

はないかという点を書いています。また、どうしても分からない方にも職権による種別変更を行うことについて検討していく必要があるのではないかということを書いています。将来的には社会保障と税に関わる番号制度、いわゆる共通番号の議論も別途進んでいますので、このようなことも活用して検討していく必要があるということも報告した次第です。

4 ページは、その他の関連する取り組みと書いていますが、1 つには年金の裁定請求をいただいたときに審査を行う局面で、不整合記録の審査を徹底する必要があるということです。配偶者の記録ときちんと突き合わせをする、あるいは日本年金機構のほうで把握している被扶養者から外れたという情報をきちんと審査時に活用していくことは必要最小限のことだと思います。さらに業務処理マニュアルの具体的な充実を図っていく必要があるのではないかと。現在職員が自分の目で確認している夫婦間の不整合という状態を、機械的にチェックできるシステム開発を検討してはどうかということも書いてあります。

これまで委員から個別に意見をいただいていたのですが、現在の3号被保険者に係る本人の手続き、あるいは本人がやるべきことについて、定期便やねんきんネットのような機会を活用してきちんと周知徹底を図る必要があるということも書いています。さらに、先ほど申した勸奨状を送り、職権による種別変更を行うまでの期間、現時点の実務としては大体半年後になっていますが、それをもう少し短縮する必要があるのではないかとということも書いています。特別部会ではこのような資料を説明した上で議論をお願いしたということです。

与党民主党のワーキングチームでも抜本改善策をご議論いただいている中で、新規発生防止策が非常に重要な課題であるという認識の下で今議論をいただいているところです。政府としてもしっかりした対応をするようにということを求められているところです。来週には特別部会の開催が予定されていますので、この点も含めて重ねての議論をお願いしていくことになるかと考えています。さまざまなご指摘、ご意見等を踏まえながら、いかに効果的、効率的に対策を構築していくかを引き続き検討していきたいと考えているのが現状です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件に何かありますか。どうぞ。

(三木委員)

確認ですが、2 ページの1の(2)の場合です。こちらは情報提供の協力が得られない健保組合の場合に「届出をしてください」と求めることになっていますが、これで答えを返してこない人もいます。そういう人に対して流れとしては2つありますが、職権で訂正するのか、グレーゾーンのまま置いておくのか。今はどちらを想定しているのでしょうか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(中村事業管理課長)

結論から言うと今後の検討ということになります。これらの方は今まで第3号被保険者でなくなったという情報をきっかけに勸奨状を送って、職権種別変更までいっている方と比べれば3号である蓋然性が高い方ですので、現状の実務よりは丁寧な手続きが必要になってくると思います。ただちに職権で種別変更するという事ではないと思います。その前に一定の手続きが必要になると思っている次第です。

(磯村委員長)

よろしいですか。何かもう一つ……。

(三木委員)

このような制度に、ある意味モラルハザード的にその地位に安住することを許しているのかということが議論の本質の一つだったと認識しています。今回健保から協力を得られる場合はきちんと整理がつくと思いますが、最初からどの健保組合も協力してくれるかというところではなく、相当数は(2)の領域に入ると思います。システムの開発がどうしても必要だという中で、このような状況をどのような扱いにするかというのは今から検討していくのだと思いますが、ある程度きちんと整理がされないと、今までと比べて非常に改善されたということは言い難いのではないかと感じます。

(磯村委員長)

どうぞ。

(中村事業管理課長)

目指すところは、被扶養配偶者が扶養から外れた、異動した場合の情報をいかに速やかに年金機構のほうで把握して種別変更につなげていくのかということだと思います。それを行うために、今は健保組合の情報を活用してということを書いています。被扶養者の異動情報をどのような形でいただくのが一番効果的あるいは効率的かということ、あまり時間もありませんが速やかに検討した上で、最終的に具体的な取り組みに仕上げていきたいと思っています。そのための議論を引き続き特別部会のほうでもお願いしたいと考えているのが現状です。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

歯切れの悪い回答をいただいて、質問するほうもしにくいのですが。突き詰めていくと、要はどの辺で踏み切るかという話になると思います。だから、特別部会のほうで検討を願いましてなどというのどかなことを、事務方としては言っておられないのではないかと。「私どもとしてはこのようにやります」と言わなければ了解はいただけないのではないかと、私個人は考えていますが、いかがですか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(中村事業管理課長)

結局必要な情報をどのような形でいただくのが一番効率的かということですので、その点を私どもが急いで詰めなければいけないというのは十分認識しています。

(三木委員)

今は論点が本当は2つあります。1つは情報をどう取るかということです。それはあくまでも情報の流れの整理の話でしかなくて、もう一つの本質は、3号という地位を得ることに対して、自分でその地位にあることの証明の責任のようなものを誰が持つのかということだと思います。そういう意味では自動的に与えられるものなのか、自分で手間であっても一義的には本人が申告しなければいけないのか。ただ、健保組合や協会けんぽがする場合はしなくてもいい場合もあるというような、根幹のところでは誰が責任のある主体として行動しなければいけないことなのかについてきちんと制度として整理しなければ、いくらフローを図に書いてみたり、システムに落とししても、結局モラルハザード的な人はその網から抜けていってしまうのではないかと考えます。

(中村事業管理課長)

今のご指摘の点については、3号であった方が資格を失って1号被保険者になった場合に、その種別変更の届出義務は明確に本人にあり、市町村に届け出ていただくということです。ただ、そうした届出をしない方について、いかに情報を把握して種別変更を確実なものとしていくかというのが今の議論だと思います。今のご指摘も踏まえてさらに検討したいと思います。

(磯村委員長)

端的に言いますと、届出義務違反に対してどのような処置を取るかということです。そこがはっきりしないので、そこをきちんと押さえた議論をしていただきたいです。この場

でこれ以上やりますといろいろありますから、これぐらいにしておきましょう。

次の議事をお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

資料6ですが、国家公務員共済組合連合会から提供された旧令共済の組合員情報の活用状況ということで、機構の伊原記録問題対策部長から説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料6です。旧令共済に関しては1月31日の回復委員会で、原票データの活用について報告しました。6.5万件の旧令共済の組合員の原票データを使って記録の名寄せを行い、ご本人に約1,500通送って結果がどうであったかという内容でした。今日はそれ以降3か月たった直近の状況で、1,310件の受け付けをして1,194件が処理済みという報告であります。その際に今後新しく取り組むと申し上げたのが、脱退一時金支払調書等の払出帳簿を使って、さらに記録が回復する方がいるのではないかとということで作業を行いました。

(2)です。68万件の提供を国共連から受けて、氏名、生年月日、性別の3情報がそろっている7万5,000件について名寄せを行いました。その結果、945人に対して「旧令共済組合記録のお知らせ」を3月末に送りました。1か月後の状況ですが、647件の受け付けをして288件について処理済みとなっています。全て処理済みになったものは加算という形になっています。

今後の旧令共済データの活用状況ですが、1つは日本年金機構の業務渉外部に、国共連からいただいたデータが検索できるツールを設けて、そこで管理しています。年金事務所等において、旧令共済の関連で該当する方に関する相談を受けた場合には、業務渉外部のほうに照会をいただくということを事務所や街角の年金相談センターに周知しました。もう一つはねんきんネットの4次リリースです。来年度になりますが、ここで未統合記録の5,000万件の検索を実現すべく今検討しています。その際に併せて旧令共済組合員のデータについても検索できるようにしたいと考えています。

もう一つの緊急の対応として(3)です。年金を受給できる可能性がある方で、先ほど説明した名寄せは基礎年金番号に結び付く方でしたが、受給資格を満たさない方についても名寄せ作業を早急に行いたいと考えています。夏をめどに実施して、旧令共済組合期間と合算し受給に結び付く可能性が高い方がいらっしゃれば情報提供をしていくという対応をしたいと考えています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。どうぞ。

(梅村委員)

非常に初歩的というか意地悪と取られるかもわかりませんが、旧令共済について年金事務所の窓口でどの程度索引ができるというか、これは旧令共済に関係する、これは恩給該当共済だという区別ができるものを渡してあるのですか。それともまだ機構、本部のほうで持っているという状態でしょうか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

区別ができるというか、本人から相談があった場合の話ですか。

(梅村委員)

そうです。相談があった場合に「あなたの共済組合は旧令共済には該当しません。それはこういう理由で恩給法の第何条の何々に関わりますから。だから満州鉄道の何々ですから駄目ですよ」という説明ができるようになっていくかどうかという、非常に意地悪で申し訳ないです。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

すみません。そこまで把握していませんので次回までに把握して説明したいと思います。

(磯村委員長)

確か旧令共済については、今データベースを作ってもらっているはずですから、それを機構のLANで見れば、どういう勤務場所にいたら旧令共済かどうかの違いは分かるはずです。

他にはよろしいですか。あとは何か。

(榎本年金記録回復室長)

先生方の席上に配布した資料が1点あります。これは私ども役所のものではなくて、民主党で検討をいただいているものです。第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応方針案ということになっています。それを先生方のお手元にお配りしています。これは、本日の午後に、民主党に第3号被保険者問題ワーキングチームというのがありまして、こちらが厚生労働部門会議と合同で会議を行って、その場で了承されたものです。そういう意味で「(案)」が取れたものです。これが今回プレスの方も含めて配布されていきましたので、皆さまにも情報提供ということで今回配っております。政府の社会保障審議会の特別部会で引き続き議論をいただいていますので、先ほどの事業管理課長からのお話のようにまた近々ありますので、節目に応じて先生方のお手元に情報提供したいと考えています。以上です。

(磯村委員長)

どうぞ。

(廣瀬委員)

今説明された今日の対応方針案の中身で、これは民主党の関係ですが、分からないところを今質問できますか。

(榎本年金記録回復室長)

申し訳ないですが、これは党の方でつくっていますので。

(廣瀬委員)

私のように今初めて見るよりは、出席されていたので理解している部分があると思いましたが、分からないところを今聞こうと思ったのですが、どうでしょうか。

(榎本年金記録回復室長)

大変恐縮ですが、責任持って説明申し上げる立場にないものですから申し訳ありません。

(廣瀬委員)

質問はできないですか。

(磯村委員長)

無理かもわかりません。参考配布ということです。

(廣瀬委員)

分かりました。やめておきます。

(磯村委員長)

そのようにご理解いただけますか。

(榎本年金記録回復室長)

「取扱注意」と付けていましたが、公開されていますのでこれは取っていただいて結構です。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

(榎本年金記録回復室長)

以上です。

(磯村委員長)

今日予定していました議事はこれで終了しますが、皆さん方のほうから何かありますか。

初めにも申し上げましたが、先ほどの紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせなどに関する論点メモを基にした、粗ごなしの検討会を2回ほど行いたいと思います。また、委員の皆さま方には日程をお伺いしますのでよろしくお願いいたします。

次回の回復委員会は6月7日火曜日ということになりますのでよろしくお願いいたします。他に何もなければ、これでお開きにしたいと思います。予定時間よりも少し前ですが、ご参加ありがとうございました。

(了)